

報道関係者 各位

令和6年7月19日発表

【照会先】

福岡中央労働基準監督署

副署長 古川 太一

第三方面主任監督官 前原 利幸

(電話番号) 092(761)5607

## 最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 労働者3名に対する1か月分の賃金不払～

福岡中央労働基準監督署(署長 <sup>わたなべ</sup> 渡辺 <sup>じゅんいち</sup> 純一)は、本日、株式会社E Pサポート及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者3名に対し、令和5年5月1日から令和5年5月31日までの1か月分の定期賃金(合計約60万円)をそれぞれ各所定支払日に支払わなかったもの。

### 1 被疑者

(1) 株式会社E Pサポート

所在地：福岡市博多区東比恵

事業内容：建設業

(2) 同社代表取締役(40歳)

### 2 違反条文

株式会社E Pサポートに対し、

最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

同社代表取締役に対し、

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、株式会社E Pサポートの代表取締役は労働者3名に対し、令和5年5月1日から令和5年5月31日までの1か月分の定期賃金（合計約60万円）をその所定支払日である令和5年6月23日に、当時の福岡県最低賃金（時間額900円）以上の金額で支払わなかったものです。

#### 4 その他

- (1) 賃金不払事件は、従来、労働基準法第24条違反として送検していましたが、平成20年7月の最低賃金法改正により、同法第4条の罰則が重くなった（労働基準法第24条違反は30万円以下の罰金）ため、賃金を全く支払わない等支払賃金額が最低賃金額に満たない場合、最低賃金法違反として送検することとしています。
- (2) 株式会社E Pサポートは、令和5年7月31日で事実上、事業を停止しています。

#### 【関係条文】

##### 最低賃金法

##### （最低賃金の効力）

第4条第1項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

##### （罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

##### （両罰規定）

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。